

# 大門小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

(いじめ防止対策推進法第2条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 基本認識

「いじめは絶対に許されない」  
「いじめは卑怯な行為である」  
「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめへの対応は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、市教育委員会、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

## 3 いじめへの対応

### (1) 未然防止

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

#### <未然防止のための措置>

#### ① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図る。

- ・いじめ防止基本方針の共通理解
- ・事例研修による指導力の向上

#### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- ・いのちの教育、ふるさと学習の推進（草花や野菜等の栽培活動、サケの飼育や水槽で飼っている生き物の世話等）
- ・道徳の授業の充実（「私たちの道徳」・「自分を大切にしよう～いじめ防止アピール～」等の活用）
- ・道徳の授業公開（重点項目：思いやり・親切・生命尊重）
- ・「心きらきら読書の木」（推薦図書）運動の推進
- ・「あったか言葉」運動
- ・ボランティア体験

#### ③ いじめを生まない集団づくり

いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感等が過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。また、学級や学年等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

- ・共感的な人間関係を基盤とした、人権を尊重し合う思いやりのある集団づくり
- ・「分かった」「できた」が実感できる授業・生徒指導の機能を生かした授業の工夫
- ・学習規律の確立
- ・Q-U調査を生かした学級経営
- ・ソーシャルスキルトレーニング

#### ④ 自尊感情を育む

全ての児童が「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自尊感情が高められるように努める。

- ・係活動の充実
- ・児童会活動の充実（挨拶運動・ありがとう運動・あったか言葉運動）
- ・ファミリー活動の充実（縦割り清掃、集団登校、ファミリー遊び）
- ・園児や高齢者との交流

⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

- ・「いじめをなくす射水市民5か条」の共通理解
- ・「いじわる言葉・いじわる行動ストップ宣言」の実施
- ・人権週間の作品募集（ポスター・標語・作文等）
- ・人権集会（「いじわる言葉・いじわる行動ストップ宣言」、劇の発表等）

(2) 早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

<早期発見のための措置>

① 定期的なアンケート調査

- ・なかよしアンケートの実施（5月・10月・1月）
- ・Q-U調査の実施（5月・10月）

② 定期的な教育相談

- ・面接月間の実施（6月・11月・2月）

③ 定期的なアンケート調査や教育相談以外

- ・児童観察強化週間（4月・9月・1月）
- ・いじめ早期発見チェックリストの活用
- ・日記や日々の観察

④ 家庭、地域との連携（情報収集）

- ・家庭訪問
- ・保護者アンケートの実施（6月・11月・2月）
- ・学校評議員会
- ・大門中学校区健全育成連絡協議会、小中連絡会

(3) 早期対応

発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

<いじめに対する措置>

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけ、からかい等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「校内いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられている児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・いじめがあったことが確認された場合、事実関係を聴取して、迅速に保護者に連絡する。事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考える。

#### ④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

#### ⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。その際、事実確認をし削除前に印刷しておく。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (4) 再発防止

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

#### <再発防止のための措置>

##### ① いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

##### ② 十分な効果を上げることが困難な場合

- ・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

## 4 いじめ対策委員会

### (1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事（相談担当）、特別支援教育コーディネーター、学年主任、学級担任、養護教諭、管理カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ※必要に応じて、心理や福祉の専門家や弁護士、医師、警察官経験者等を追加する。

### (2) 役割

- ・基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・校内研修による教職員の共通理解や意識啓発
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・いじめ事案への対応（児童や保護者への意見聴取、市教育委員会その他関係機関との連携等）
- ・いじめに関する相談窓口
- ・いじめ問題等に関する指導記録の保存
- ・学校評価による基本方針の見直し

## 5 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組	月	いじめ防止に向けた取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会1（定例）</li> <li>児童観察強化週間</li> <li>いじめ早期発見チェックリスト</li> <li>いじめに関する校内研修（共通理解）</li> </ul>	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>なかよしアンケート（いじめ調査）の実施</li> <li>Q-U調査</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>Q-U調査</li> <li>なかよしアンケート（いじめ調査）の実施</li> </ul>	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談（全員面談）</li> <li>保護者アンケートの実施</li> <li>いじめ対策委員会4（定例）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会2（定例）</li> <li>保護者アンケートの実施</li> <li>教育相談（全員面談）</li> <li>児童会による「いじめ防止運動月間」あったか言葉運動</li> </ul>	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童会による「いじめ防止運動月間」人権集会、作品募集等</li> <li>いじめに関する校内研修（3学期に向けての見直し、準備等）</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめに関する校内研修（事例研修）</li> </ul>	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会5（定例）</li> <li>児童観察強化週間</li> <li>いじめ早期発見チェックリスト</li> <li>なかよしアンケート（いじめ調査）の実施</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめに関する校内研修（2学期に向けての見直し、準備等）</li> </ul>	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談（全員面談）</li> <li>学校評価の結果集計、考察</li> <li>保護者アンケートの実施</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会3（定例）</li> <li>児童観察強化週間</li> <li>いじめ早期発見チェックリスト</li> </ul>	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会6（定例）</li> </ul>

## 6 家庭や地域との連携

児童の健やかな成長を促すために、PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。

### <連携のための措置>

- 学校基本方針を公表し、基本方針等について地域や保護者の理解を得るように努める。
- 地域や家庭に対して、学校便り等を通じて、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- いじめが発生した場合、家庭訪問等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ネットの危険性と正しい使い方についての理解を深める啓発活動を行う。
  - 【ネット上のいじめに関連して、携帯電話やスマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ等を使った事例の紹介】
  - 【親子のネット使用契約書（射水市PTA連絡協議会）の啓発】